

## 適切な価格転嫁の推進に向けた支援事業業務委託 企画提案募集要項

### 1 事業名

適切な価格転嫁の推進に向けた支援事業

### 2 業務内容

「適切な価格転嫁の推進に向けた支援事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に記載したとおり。

### 3 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1団体を決定し、業務を委託する。

### 4 応募者の資格

次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
- (3) 応募の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (4) 応募の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む。）又は、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 選考委員会の委員でないこと。
- (9) 選考委員会の委員が自ら主宰し、役員、顧問若しくは構成員として関係する法人及びその他の組織でないこと。

## 5 説明会の開催

次の日程によりWEB（Zoom）説明会を開催する。

- (1) 日 時 令和7年7月15日（火）14時から
- (2) 内 容 本募集要項及び仕様書の説明及び質疑応答
- (3) そ の 他

- ・ 令和7年7月14日（月）17時までにメールにて団体名、参加者氏名、連絡先を明記のうえ、原則として参加の申込みをすること。申込みのあったメールアドレスに、説明会参加用のURLを送付する。

提出先：千葉県商工労働部経済政策課 政策室

メール：keisei-seisaku@mz.pref.chiba.lg.jp

- ・ 説明会に出席しない場合でも応募できるものとする。

## 6 質問の受付・回答

本件に関する質問については、質問票（様式第1号）をメールにて受け付ける。ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。

※メール送信後、電話にて到達確認をすること。（到着確認をせず、システム不都合等で不達の場合、県は責を負わない。）

- (1) 受付期限 令和7年7月17日（木）まで
- (2) 提 出 先 千葉県商工労働部経済政策課 政策室（本庁舎14階）  
メール：keisei-seisaku@mz.pref.chiba.lg.jp  
電 話：043-223-2703
- (3) 回答方法 本件に関する質問及びそれに対する県の回答については、県ホームページに掲載する。

## 7 提案書等の提出

- (1) 応募期限 令和7年8月1日（金）17時まで（必着）
- (2) 応募方法 以下のアドレスに、電子メールにより提出すること。  
※メールの容量（7MBまで受信可能）に注意すること。  
※メール送付後、必ず電話にて到着確認を行うこと。  
（到着確認をせず、システム不具合等で不達の場合、県は責を負わない。）
- (3) 提 出 物 企画提案書等  
※「8 提出物」に沿って作成すること。
- (4) 提 出 先 メール keisei-seisaku@mz.pref.chiba.lg.jp  
千葉県商工労働部経済政策課 政策室（本庁舎14階）  
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

## 8 提出物

(1) 企画提案書（様式第2号）

(2) 企画提案概要書（A4版・任意様式）

ア 実施スケジュール

各業務の実施スケジュール

イ 各業務の運営概要

主に以下の内容を網羅したうえで、各業務についてできるだけ具体的に記載する。

- ・事業の実施方針
- ・企業データの購入  
データの購入元
- ・価格転嫁の現状に関するアンケート資料等の作成・発送  
アンケート項目、アンケート発送対象の選定方法（選定の観点ごとに選定する際に参照する項目を記載すること）
- ・架電・専門家派遣による価格転嫁や交渉の相談支援  
架電・専門家派遣に係る人員体制、相談支援の内容、パートナーシップ構築宣言の周知方法
- ・価格転嫁に関するセミナーの開催  
セミナーの内容、開催方法、開催時期
- ・価格転嫁に関する好事例集の作成  
好事例の収集方法、好事例集の構成や記載方法

ウ 業務の実施体制

- ・本業務の全体責任者、各業務の責任者・担当者を記載する。
- ・従事者の氏名、所属、役職、本業務における役割、経験年数、過去の主な実績等を記載する。

(3) 団体概要（様式第3号）

(4) 誓約書

(5) 過去における類似業務実績（任意様式）

- ・類似業務実績を挙げ、業務概要・成果等をできるだけ詳細に記載する。
- ・実績は最大5件までとし、概ね3年以内のものとする。
- ・記載する内容については、県からの受注業務に限定されない。

(6) 見積書（任意様式）

- ・仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要な全ての費用を算定する。
- ・見積書は、業務ごとに詳細な内訳を記載すること。

(7) 提案にあたっての留意事項

- ・本業務で満たすべき仕様は別に定める仕様書に掲げるものとする
- ・提案内容は、採用された場合に、受託者が責任をもって実現できるものであること。
- ・企画提案は最優秀提案書を決定するためのものであり、提案書記載のとおり実施することを約するものではない。

## 9 審査・選考方法

- (1) 選考委員会において、原則として、提案書及びプレゼンテーション・ヒアリング（プレゼンテーションは、1 提案者につき 20 分以内を想定。）による審査を行い、その中で最も優れた提案をした団体を最優秀提案者として受託候補者に選定する。
- (2) 選考委員会は令和 7 年 8 月中旬に実施予定である。
- (3) プレゼンテーション・ヒアリングを実施する場合で、応募者が 5 者を超えたときは、あらかじめ事務局（千葉県商工労働部経済政策課）が書面審査を行い、選考委員会の審査対象となる団体を 5 者選定する。
- (4) 審査項目・審査基準  
審査に当たっては、別表に掲げる項目及び基準により行う。
- (5) 選考結果  
応募者全員に書面で通知する。

## 10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- (3) 同一の企画提案募集に対して、2 以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したとき。
- (8) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (9) 著作権など第三者の権利を侵害した提案をしたとき。
- (10) 選考委員会を欠席したとき。
- (11) その他、審査を行うにあたって、県が無効であると判断したとき。

## 11 委託契約

選考により決定した企画案の提出者を受託候補者とし、詳細な業務内容及び契約条件等について協議、合意したのちに、委託契約を締結する。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

- (1) 契約期間  
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
- (2) 契約にあたっての主な留意事項  
ア 提案書及び選考委員会は、提案内容及び応募団体の審査・選考のために行うものであり、選考結果は提案内容をそのまま了承するもの

ではなく、必要に応じて内容の一部を変更する場合があるので留意すること。

- イ 仕様書は、提案された企画内容をもとに県が作成する。
- ウ 契約にあたっては、千葉県財務規則（以下「規則」という。）第 99 条第 1 項の規定により契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。なお、規則第 99 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合がある
- エ 原則として、本事業の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先や再委託内容、再委託理由を明記し、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- オ 委託料の支払いは、精算払いを原則とする。
- カ 本業務の委託料によって備品等の財産を取得することは認めない
- キ 受託者は委託業務の実施のために業務委託料から支出したことについて、帳簿及び証拠書類を、委託業務終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。さらに、県は、必要と認めるときは、受託者に対して当該帳簿及び証拠書類の提出を求めることができる。

### （３）委託料の上限

金 40,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

## 1 2 注意事項

- （１）企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- （２）提出された書類等は返却しない。
- （３）提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）に基づき開示する場合がある。
- （４）提出された書類等は、必要に応じて複写する。
- （５）使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （６）前述の 9 により選定した最優秀提案者が次のいずれかに該当することとなった場合は、委託契約の協議を中止し、次点者と協議を行うものとする。

ア 審査完了の日から契約締結日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けたとき。

イ 審査完了の日から契約締結日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和 57 年 12 月 1 日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

## 別 表 審査項目及び基準

委託業務内容に即した以下の審査項目及び配点（合計１００点）により行うものとする。

| 審査項目   |                           | 審査基準                                                                                                                                        | 配点  |
|--------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 企画提案内容 | 全体                        | ・事業の趣旨を十分に理解した企画提案となっているか。                                                                                                                  | 5   |
|        | 企画力                       | ・業務目的に合致し、仕様書の内容に沿った、具体的かつ実現性の高い提案となっているか。<br>・業務の趣旨を理解し、その実現に資する推進方針や創意工夫等が盛り込まれているか。                                                      | 5   |
|        | 価格転嫁の現状に関するアンケート資料等の作成・発送 | ・アンケートの設問項目は、県内企業の価格転嫁状況を適切に把握することができるか。                                                                                                    | 5   |
|        |                           | ・アンケートの発送先は、県内企業の価格転嫁の現状を適切に把握し、効果的な支援に繋げることができるか。                                                                                          | 5   |
|        | 架電・専門家派遣による価格転嫁や交渉の相談支援   | ・2,500社との通話を目標とするにあたり、効果的・効率的な人員体制となっているか。                                                                                                  | 10  |
|        |                           | ・専門家派遣にあたり、中小企業診断士の資格を持つ者や企業に対する経営相談業務の経験がある者等を確保することができるか。<br>・価格交渉支援ツールの紹介等を含む相談支援の内容は適切か。<br>・500社への専門家派遣を目標とするにあたり、効果的・効率的な人員体制となっているか。 | 20  |
|        |                           | ・パートナーシップ構築宣言の登録社数増加に向けて、実効力のある周知活動を行うことができるか。                                                                                              | 10  |
|        | 価格転嫁に関するセミナーの開催           | ・セミナーの内容は、価格転嫁の推進及び機運醸成を図ることができるか。<br>・セミナーの開催方法・開催時期は適切か。                                                                                  | 10  |
| 業務遂行能力 | 価格転嫁に関する好事例集の作成           | ・自社の知見を活かして、アンケートの送付先以外に事例を収集するなど、好事例集を作成する能力があるか。<br>・好事例集の構成や記載方法は県内企業が参考としやすいものか。                                                        | 5   |
|        | 業務の実施体制                   | ・本業務の実施にあたり必要なノウハウやスキル等を有する担当者が適切に配置され、的確な業務遂行が可能な体制となっているか。                                                                                | 10  |
|        | 類似業務の実績                   | ・同種の業務にかかる受注実績等を有しているか。                                                                                                                     | 10  |
| 経費の妥当性 |                           | ・事務費の見積額の積算内容は、提案業務内容に対して適切か。                                                                                                               | 5   |
| 合計点    |                           |                                                                                                                                             | 100 |